

## 令和4年厚木市議会第3回会議提出案件一覧表

- 報告第7号 専決処分の報告について（厚木市建築基準条例の一部を改正する条例）  
議案第42号 厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第43号 令和4年度厚木市一般会計補正予算（第4号）

## 報告第7号

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 専決処分した事項

建築基準法の一部改正に伴い、厚木市建築基準条例において同法を引用している規定を改めるための同条例の一部改正（別紙のとおり）

#### 2 専決番号

専決第1号

#### 3 専決処分日

令和4年7月4日

令和4年8月5日提出

厚木市長 小林 常 良

## 厚木市建築基準条例の一部を改正する条例

厚木市建築基準条例（平成17年厚木市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第67条中「第85条第5項及び第6項」を「第85条第6項及び第7項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年8月5日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の育児休業等に関する条例（平成4年厚木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「まで（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日まで、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合あつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日

が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、改正前の第3条第5号の規定により職員が当該子を養育するための計画を任命権者に申し出た場合にあつては、同号の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(議案第43号)

令和4年厚木市議会第3回会議

令和4年度

厚木市一般会計補正予算 (第4号)





議案第43号

令和4年度厚木市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度の厚木市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,134,269千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月5日提出

厚木市長 小林 常 良

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 5 国庫支出金		17,284,757	10,461	17,295,218
	1 0 国庫補助金	7,240,894	10,461	7,251,355
8 0 繰越金		1,709,880	3,000	1,712,880
	5 繰越金	1,709,880	3,000	1,712,880
歳入合計		95,120,808	13,461	95,134,269

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 0 総務費		9,440,165	10,461	9,450,626
	1 0 企画文化費	1,335,740	10,461	1,346,201
4 5 消防費		3,528,848	3,000	3,531,848
	5 消防費	3,528,848	3,000	3,531,848
歳出合計		95,120,808	13,461	95,134,269

令和4年度  
厚木市一般会計補正予算  
(第4号) に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額
5 市税	42,176,036
10 地方譲与税	520,210
15 利子割交付金	18,000
18 配当割交付金	180,000
21 株式等譲渡所得割交付金	161,000
23 法人事業税交付金	922,600
24 地方消費税交付金	5,469,000
27 ゴルフ場利用税交付金	134,000
31 環境性能割交付金	118,000
33 地方特例交付金	203,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	37,000
45 分担金及び負担金	341,272
50 使用料及び手数料	1,376,343
55 国庫支出金	17,284,757
60 県支出金	5,723,189
65 財産収入	280,867
70 寄附金	1,100,000
75 繰入金	4,576,887
80 繰越金	1,709,880
85 諸収入	3,881,067
90 市債	8,877,700
歳 入 合 計	95,120,808

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	42,176,036	44.3
	520,210	0.6
	18,000	0.0
	180,000	0.2
	161,000	0.2
	922,600	1.0
	5,469,000	5.8
	134,000	0.1
	118,000	0.1
	203,000	0.2
	30,000	0.0
	37,000	0.0
	341,272	0.4
	1,376,343	1.4
10,461	17,295,218	18.2
	5,723,189	6.0
	280,867	0.3
	1,100,000	1.2
	4,576,887	4.8
3,000	1,712,880	1.8
	3,881,067	4.1
	8,877,700	9.3
13,461	95,134,269	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 議会費	459,263		459,263
10 総務費	9,440,165	10,461	9,450,626
15 民生費	37,447,703		37,447,703
20 衛生費	10,766,986		10,766,986
25 労働費	213,710		213,710
30 農林水産業費	789,308		789,308
35 商工費	3,431,462		3,431,462
40 土木費	11,351,706		11,351,706
45 消防費	3,528,848	3,000	3,531,848
50 教育費	12,390,940		12,390,940
60 公債費	5,200,717		5,200,717
70 予備費	100,000		100,000
歳出合計	95,120,808	13,461	95,134,269

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特定財源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
					0.5
10,461					10.0
					39.4
					11.3
					0.2
					0.8
					3.6
					11.9
				3,000	3.7
					13.0
					5.5
					0.1
10,461				3,000	100.0



## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	17,284,757	10,461	17,295,218
10 国庫補助金	7,240,894	10,461	7,251,355
10 総務費国庫補助金	206,381	10,461	216,842
80 繰越金	1,709,880	3,000	1,712,880
5 繰越金	1,709,880	3,000	1,712,880
5 繰越金	1,709,880	3,000	1,712,880
歳 入 合 計	95,120,808	13,461	95,134,269

## 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 総務費	9,440,165	10,461	9,450,626		
10 企画文化費	1,335,740	10,461	1,346,201		
30 企画費	42,110	10,461	52,571	国庫支出金	10,461
45 消防費	3,528,848	3,000	3,531,848		
5 消防費	3,528,848	3,000	3,531,848		
25 災害対策費	278,723	3,000	281,723	一般財源	3,000
歳 出 合 計	95,120,808	13,461	95,134,269		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 総務管理費補助金	10,461	1 マイナポイント事業費補助金 …………… 【行政経営課】 10,461
5 繰越金	3,000	1 前年度繰越金増 …………… 【財政課】 3,000

5 5 国庫支出金 8 0 繰越金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	7,212	1 マイナポイント取得支援事業費 …………… 【行政経営課】 10,461
3 職員手当等	665	
4 共済費	1,814	
9 旅費	720	
11 需用費	50	
19 負担金、補助及び交付金	3,000	1 急傾斜地安全対策事業費増 …………… 【危機管理課】 3,000 (1) 急傾斜地安全対策工事補助金増 3,000

1 0 総務費 4 5 消防費

# 補 正 予 算 給

## 1 一般職 (1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,930) 人 1,574	1,386,043 千円	6,179,333 千円	5,954,361 千円
補 正 前	(1,924) 1,574	1,378,831	6,179,333	5,953,696
比 較	(6) 0	7,212	0	665

( )内は、再任用短時間勤務職員及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,739 千円	149,955 千円	977,607 千円	194,087 千円	27,759 千円
	補 正 前	200,739	149,955	977,607	194,087	27,759
	比 較	0	0	0	0	0

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(110) 人 1,433		5,820,067 千円	5,603,022 千円
補 正 前	(110) 1,433		5,820,067	5,603,022
比 較	(0) 0		0	0

( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,739 千円	129,902 千円	928,915 千円	194,087 千円	27,759 千円
	補 正 前	200,739	129,902	928,915	194,087	27,759
	比 較	0	0	0	0	0

# 与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
13,519,737 <sup>千円</sup>	2,547,743 <sup>千円</sup>	16,067,480 <sup>千円</sup>	
13,511,860	2,545,929	16,057,789	
7,877	1,814	9,691	

職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
398,157 <sup>千円</sup>	264,754 <sup>千円</sup>	3,108,033 <sup>千円</sup>	529,051 <sup>千円</sup>	104,219 <sup>千円</sup>
398,157	264,754	3,107,368	529,051	104,219
0	0	665	0	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
11,423,089 <sup>千円</sup>	2,314,267 <sup>千円</sup>	13,737,356 <sup>千円</sup>	
11,423,089	2,314,267	13,737,356	
0	0	0	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
373,105 <sup>千円</sup>	264,754 <sup>千円</sup>	2,858,442 <sup>千円</sup>	522,000 <sup>千円</sup>	103,319 <sup>千円</sup>
373,105	264,754	2,858,442	522,000	103,319
0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,820) 人 141	1,386,043 <small>千円</small>	359,266 <small>千円</small>	351,339 <small>千円</small>
補 正 前	(1,814) 141	1,378,831	359,266	350,674
比 較	(6) 0	7,212	0	665

( )内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	<small>千円</small>	20,053 <small>千円</small>	48,692 <small>千円</small>	<small>千円</small>	<small>千円</small>
	補 正 前		20,053	48,692		
	比 較		0	0		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
職 員 手 当 等	665 <small>千円</small>	制度改正に伴う増減分	<small>千円</small>
		その他の増減分	665

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
2,096,648	233,476	2,330,124	
2,088,771	231,662	2,320,433	
7,877	1,814	9,691	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
25,052		249,591	7,051	900
25,052		248,926	7,051	900
0		665	0	0

説 明	備 考
マイナポイント取得支援事業に伴う期末勤勉手当の増	